



三芳町立唐沢小学校

# いじめ防止基本方針

令和6年4月

三芳町立唐沢小学校

# 目 次

〇はじめに	1
第1 唐沢小学校基本方針の策定	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	2 ～ 9
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	2 ～ 6
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	2
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	2 ～ 5
(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画	6
2 重大事態への対処	7 ～ 9
(1) 三芳町教育委員会又は本校による調査	7 ～ 9
(2) 重大事態への対処の流れ	9
第3 その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10

## 〇はじめに

本校では、これまでに「いじめ対応マニュアル」を作成し、いじめ根絶チームを組織していじめ問題の解消を図ってきた。

本年度は、いじめの解消、防止、予防に向け、次のような取組を実施してきた。

- 児童を対象としたアンケートの実施
- いじめアンケートを毎月実施
- 生徒指導上配慮を要する児童を共通理解するための職員研修の実施
- 生徒指導上配慮を要する児童の変容について共通理解するための職員研修の実施
- 関連資料（「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」 「いじめ防止プログラム」等）を用いた、教師の資質能力の向上を図る職員研修の実施
- 生徒指導委員会やいじめ根絶チームにおける、組織的ないじめ問題の解消

いじめはいつでも、どこでも発生するものであると認識している。そこで、いじめは学校生活の中において、いつでも起こりうる生徒指導上の問題として全教職員が再認識し、全力でいじめの解消、防止、予防に取り組まなければならないと考える。

この「三芳町立唐沢小学校いじめ防止基本方針」（以下「唐沢小学校基本方針」という）はこれらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という）や三芳町いじめのないまちづくり条例（平成28年条例第26号、以下「条例」という）等に基づき、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

## 第1 唐沢小学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

唐沢小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、唐沢小学校基本方針が、本校の実情に即して正しく機能しているかを点検しPDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「唐沢小学校 いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という）を設置する。

##### ① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、管理職・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により学級担任が参加可能とする等柔軟な組織とする。

また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請する。

##### ② 役割

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 実際にいじめ、若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

##### ③ 開催

・月1回程度開催する。

・いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

#### (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

##### ① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。また、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知して取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

##### **ア 教員の資質向上のための取組**

○校内研修において、年1回、「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」等の関連資料を活用した生徒指導の研修会を実施する。

○年度初めと終わりに、児童理解のための研修会を実施する。

##### **イ いじめを生まない学校・学級づくりのための取組**

○学校公開日において全学年いじめ防止に関する授業公開を行う。

○生活目標「やさしい言葉遣いをしよう」と関連して、友だちが気持ちよくなる言葉、友だちを傷つける言葉について重点的に指導するとともに、児童の主体的な活動として人権作文や人権標語の発表を行うなど、各学年の発達段階に応じた指導を行う。

- 各学級のシラバスにおいて、いじめ防止の取組を表記し、いじめを生まない学級づくりを図る。
- 児童会及び小中連携の取組として「あいさつ運動」を行う。
- 各学年で「人権作文」「人権標語」に取り組み、いじめの根絶に向けた具体的な行動指針を決める。
- 人権感覚育成プログラムを活用した授業を年間指導計画に位置付け、実施する。

#### **ウ 保護者同士・地域のネットワークづくり**

- 小中教職員・児童生徒による「小中連携あいさつ運動」を通し、子どもの変容の早期発見を図る。
- 保護者会において、いじめの早期発見、根絶等についての理解や協力を図る。
- 学校応援団ボランティア、民生児童委員、安全見守りの皆さんによるいじめの早期発見、根絶等についての理解や協力を図る。

#### **エ インターネットを通じて行われるいじめの防止**

- 携帯電話・スマートフォンの使用に関するルールや情報モラルの教育の充実に努める。
- 校内のコンピュタリテラシーに則り、各学年においてコンピュータ（タブレット）の基本的な操作からネットマナーについて指導を行う。
- ネットいじめやネットトラブルの解決に向けて児童が主体的に関わるよう「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」等を行う。

### **②早期発見**

本校は、全職員が児童のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないようにするため、児童の現状を全職員で情報共有するとともに、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

#### **ア 児童に対する取組**

- 毎月の生活目標を振り返る自己評価の中で、いじめの発生を確認する項目を入れ、早期発見・早期対応を図る。
- 学校生活に関するアンケートを行い、児童の悩みや人間関係について具体的な把握をし、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールを継続して実施する。

#### **イ 保護者に対する取組**

- 保護者対象の教育相談日を設定し、いじめの早期発見を図る。
- いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、啓発を図る。

### **③いじめに対する措置**

いじめの発見・通報・相談を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように、速やかに学校で組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

#### **ア いじめの発見・通報・相談を受けたときの対応**

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為をやめさせる。
- いじめについての相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- 発見・通報・相談を受けた教職員は管理職へ速やかに報告し、いじめに係る情報を共有する。
- 関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- 被害・加害児童の保護者に事実確認の結果を連絡する。

#### **イ いじめられた児童・保護者への支援（「I's 2019」参照）**

被害児童生徒のいじめの訴えを適切に把握し、被害児童に寄り添い支える態度で接する。秘密を守ること、被害児童の安全確保に努めること、継続して支援することを約束し不安を和らげる。保護者に対して児童の一番の理解者であることを念頭に置き、丁寧に情報提供する。初期対応を迅速に行い、連携を図る。

#### **ウ いじめをした児童・保護者への支援（「I's 2019」参照）**

自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことを理解させる。その非を責めるだけでなく行為の背景に目を向け、再発防止に向けた継続的なケアをしていくという姿勢も必要である。保護者に対しては適切な情報提供を行う。また、保護者の立場を考え、事案に応じ時には寄り添い、時には毅然とした態度で接する。児童の一番の理解者であることを念頭に置き、丁寧に理解を求め、学校と保護者が共通理解のもと児童への指導を行えるよう働きかける。

#### **エ 周りではやし立てる児童への対応**

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

#### **オ 見て見ぬふりをする児童への対応**

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観はいじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

#### **カ ごく初期段階のいじめや好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合の対応**

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめに該当するか否かを判断させる。場合によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導をするなど、柔軟な対応による対処も必要である。

#### **キ 学級集団全体への対応**

次の点に留意し、いじめの早期発見・早期対応・早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・見て見ぬふりをしないように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

#### **ク ネット上のいじめへの対応**

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、直に削除する措置をとる。また必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

#### **ケ 他校の児童が関わるいじめに関する対応**

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは当該校への通報その他の適切な措置をとる。

#### **コ 三芳町教育委員会への報告**

いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

#### **サ いじめの解消**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### **① いじめに係る行為が止んでいる状態が継続していること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安に関わらずより長期の期間を設定するものとする。

##### **②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと**

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 唐沢小学校「いじめ対応マニュアル」

- 児童との日々のコミュニケーションによる情報収集
  - ・会話内容、表情、「この子は・・・」といった思い込みの払拭
- アンケート等の実施
- 教職員間の日々の情報交換
- 家庭・地域の声の真摯な受け止め

### いじめの発見・疑わしい事象の発見

#### 事実の確認

重大事態に至らないように

疑わしきはすぐ対応

< ある >

< ない >

いじめ問題対策委員会の招集

- 経過観察（細心の注意）
- 管理職への経過報告・相談（随時）

- 【組織】** 管理職・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・担任等
- 【目的】** ○学校組織としていじめを根絶するために招集し、担任をサポートしながら早急に事態の解決を図る。  
○関係機関との連絡窓口・全職員の役割分担編制等、組織の核として指導

- ①事実の確認
- ②情報の共有化のための情報発信
- ③人間関係・家庭環境の調査・確認
- ④関係職員を含めた指導体制の確立（各職員の役割分担）
- ⑤事案解決までのプロセスの提示と経過報告

#### 【いじめにあった側への対応】

- 保護者への連絡を密にする
- 悩みに寄り添い、共感する
- 「かけがえのない一人」という視点で自信と所属感を育む
- 事案により、関係機関との連携を図る
- 担任一人ではなく、学校組織として児童を守り、育てる

#### 【いじめを行った側への対応】

- 保護者への連絡を密にする
- 事案に至った経過を確認する
- 「かけがえのない一人」という視点で自信と所属感を育む
- 事案により、関係機関との連携を図る
- 正しいこと誤っていることを明確にし、毅然とした態度で継続的に指導する

#### 【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラー
- ・三芳町教育相談室
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・児童相談所
- ・警察署
- ・よい子の電話教育相談
- ・こどもスマイルネット
- ・福祉事務所
- ・少年補導センター
- ・家庭裁判所
- ・民生・児童委員
- ・人権擁護委員
- ・三芳町子どもを守る地域ネットワーク連絡協議会
- 等

校長・教頭への「報告・連絡・相談」

(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

月	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年				
一学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学年、教科、委員会、分掌における新年度の「いじめ防止基本方針」における取組の策定</li> <li>○各学級のシラバスによる「いじめ防止」の方針策定</li> <li>○「いじめ防止基本方針」のホームページへの掲載</li> <li>○学校応援団全体会議における、いじめ防止に係る協力依頼</li> <li>○自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施</li> <li>○各学年による「人権作文」「人権標語」の実施</li> <li>○なかよしアンケートの実施 → 結果による指導</li> <li>○人権感覚育成プログラムを活用した授業の実施</li> <li>○児童理解研修会の実施（スクールソーシャルワーカーの参加）</li> <li>○小中教職員・児童生徒による「小中連携あいさつ運動」</li> <li>○学校運営協議会において、「いじめ防止基本方針」の協議</li> <li>○保護者会による「親の学習」を通して、いじめ防止等の保護者の役割等を啓発</li> <li>○「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止・ネット利用啓発</li> <li>○安全見守り情報交換会における、各地区民生児童委員、敬老会へのいじめ防止に係る協力依頼</li> <li>○「いじめ防止基本方針」の評価・改善検討</li> </ul>						教育相談日	生活目標の自己評価カードに		
二学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「I's 2019」を活用した教職員研修の実施</li> <li>○他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施</li> <li>○学校公開日において各学年「いじめ防止」に関する授業公開</li> <li>○自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施</li> <li>○各学年「いじめ0宣言」の取組の実施</li> <li>○いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施</li> <li>○なかよしアンケートの実施 → 結果による指導</li> <li>○小中教職員・児童生徒による「小中連携あいさつ運動」</li> <li>○学校運営協議会において、いじめ防止についての協議</li> <li>○「いじめ防止基本方針」の評価・改善検討</li> </ul>								の 実 施 月 1 回	よる 「 い じ め 実 態 調
三学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施</li> <li>○ネットいじめ防止教室の実施ネット問題講演会の実施</li> <li>○児童理解研修会の実施（スクールソーシャルワーカーの参加）</li> <li>○児童会による児童が主体となった「いじめ撲滅集会」の実施</li> <li>○学校運営協議会において、今後のいじめ防止に向けた協議</li> <li>○人間としての在り方・生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した授業の実施</li> <li>○「いじめ防止基本方針」の評価・改善検討</li> </ul>									

## 2 重大事態への対処

### (1) 三芳町教育委員会又は本校による調査

#### ①重大事態の発生と調査

##### (ア) 重大事態の意味について

###### ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

###### イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

###### ウ その他の場合

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

##### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

##### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図り実施する。

##### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

##### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

###### ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。



## イ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

### (カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在籍児童及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ク 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。  
また「I's 2019」の「第2章 自殺予防について」も参考にする。

### (キ) その他 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## ②調査結果の提供及び報告

### (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

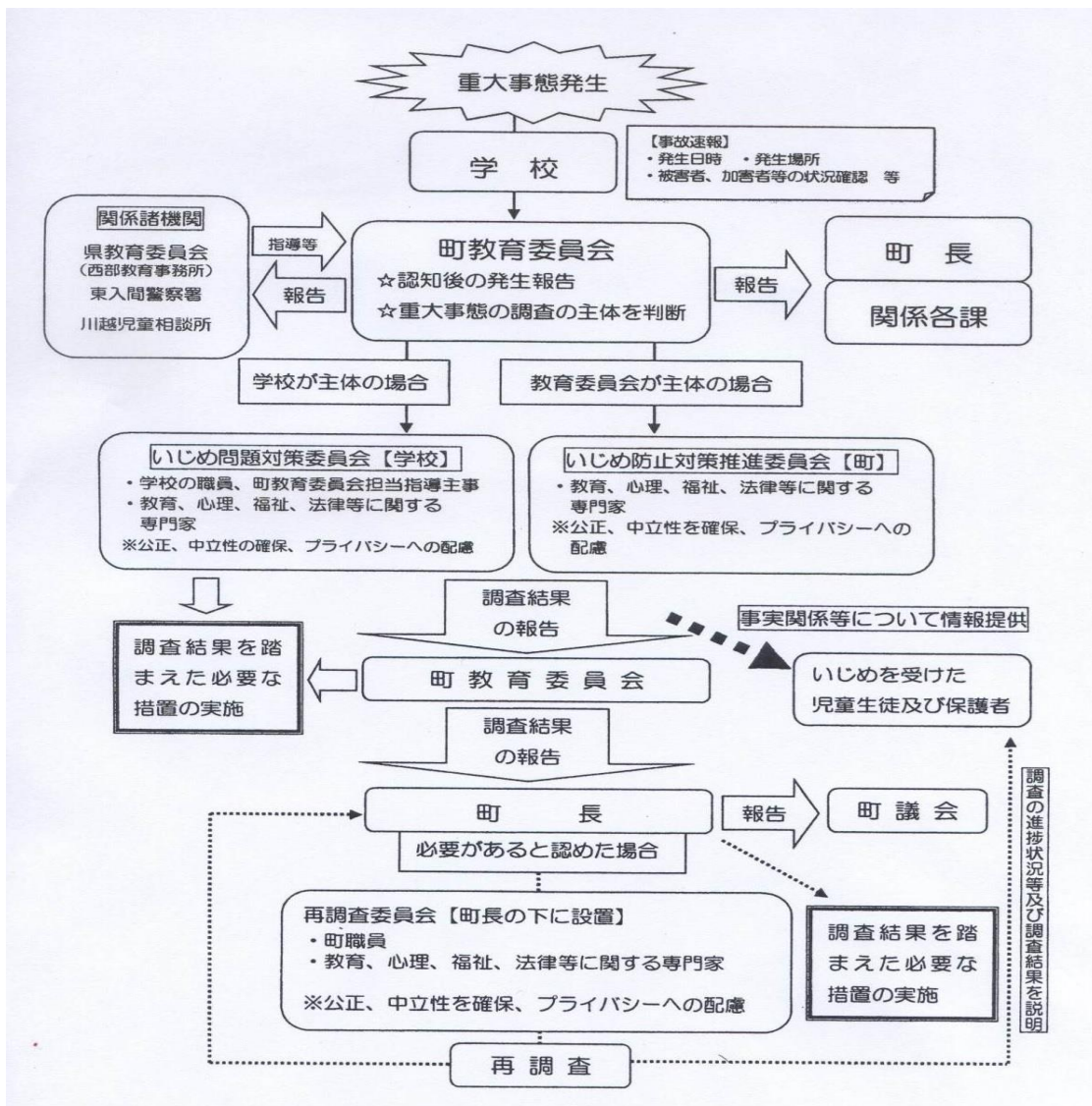
また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

(2) 重大事態への対処の流れ



### 第3 その他 いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、唐沢小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、唐沢小学校基本方針で策定した次の各項目について見直しを検討する。

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ①構成員
- ②役 割
- ③開 催

#### (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

##### ①いじめの防止

- ア 教員の資質向上のための取組
- イ いじめを生まない学校・学級づくりのための取組
- ウ 保護者同士のネットワークづくり
- エ インターネットを通じて行われるいじめの防止

##### ②早期発見

- ア 児童に対する取組
- イ 保護者に対する取組

##### ③いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通達・相談を受けたときの対応
- イ いじめられた児童・保護者への支援（「I's 2019」参照）
- ウ いじめをした児童・保護者への支援（「I's 2019」参照）
- エ 周りではやし立てる児童への対応
- オ 見て見ぬふりをする児童への対応
- カ ごく初期段階のいじめや好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合の対応
- キ 学級集団全体への対応
- ク ネット上のいじめへの対応
- ケ 他校の児童が関わるいじめに関する対応
- コ 三芳町教育委員会への報告
- サ いじめの解消

#### (3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

※ 検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。